

公文書開示請求に係る個人情報の漏えいについて

令和6年4月8日付けで松戸市教育委員会学務課が公文書一部開示決定処分を行った公文書内において、非開示とするべき個人情報を、同課職員のマスキング漏れにより開示してしまった事案が発生しました。市民からご連絡をいただいたことにより、事案が明らかになりました。

1 事案発覚日時

令和6年10月17日（木） 午後4時30分頃

2 漏えいした個人情報

令和6年4月8日に学務課が公文書開示請求者に対し2件の一部開示決定処分を行った裁判関連の公文書（404ページ×2件）の一部（4ページ×2件）において、開示してしまった個人の方1名分の住所（2カ所×2件）、電話番号（2カ所×2件）、郵便番号（1カ所×2件）の、合計10カ所のマスキング漏れが発覚した。

なお、この2件は、同じ開示請求者に対し同日に一部開示決定処分を行ったもので、特定し一部開示決定した公文書は、同一の公文書です。

3 発覚の経緯

事案発覚日時に、市民から「松戸市が第三者からの開示請求に対して一部開示決定処分を行った裁判関連の公文書において、自分の住所、電話番号、郵便番号が第三者に開示されているのではないか。」とのご連絡をいただき、学務課職員が確認をしたところ、マスキング漏れにより当該個人情報を、当該個人情報に係る個人ではない開示請求者に対して開示してしまったことが明らかになりました。

4 その後の対応

- (1) 事案発覚日の翌日に、学務課職員2名が当該市民宅を訪問し、個人情報の漏えいに関して、謝罪し、問題発生の際の経緯や再発防止について説明をいたしました。
- (2) 公文書開示請求者に開示した当該公文書については、返却を依頼しました。
(今日現在、回収できておりません。)



5 再発防止策

- (1) 公文書開示請求の対応については、複数の職員による確認を確実に実施し、個人情報に関する不適切な文書処理が起きないように、細心の注意を払って業務に臨むことを徹底する。
- (2) 対応する文書の量に応じて、役割分担を柔軟に運用し、対応する。一人の職員に、過度な負担がかからないよう配慮する。
- (3) 公文書開示請求の対応については、関係部署との連絡相談等を密に行い職員の認識を高め再発防止に努めます。
- (4) 個人情報保護の重要性の再認識を図るため、継続的な研修を実施いたします。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356番地 京葉ガスF 松戸ビル4階
松戸市教育委員会学校教育部学務課
☎047-366-7457 FAX047-368-6616
✉ mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp